

第6 建設委託料の補助対象事業費、非補助対象事業費の計算

市は、補助金申請等に関する事務手続きにおいて、建設委託料を補助対象事業費と非補助対象事業費に適切に区分する必要がある。

応募者は、提案時に様式BP-3-2により建設委託料を補助対象事業費と非補助対象事業費に区分するものとする。

また、契約締結後、設計業務完了後及び毎年度提出する建設委託料の内訳書において、市の指示により、補助対象事業費と非補助対象事業費に区分するものとする。

SPCは、設計・建設期間中において、補助対象事業費及び非補助対象事業費の区分に常に配慮し、市の行う補助金申請等に関する事務手続きを支援する。

補助対象事業費と非補助対象事業費の算定方法の基本的な考え方は以下のとおりである。

(1) 非補助対象事業費の範囲

ア 管路施設

末端1戸のみが利用している区間にある管路施設の建設に要する費用とする。なお、区間の取り方は、自然流下式ではマンホールを、真空式及び圧力式では末端から2戸めの合流点を境界とする。

イ 汚水処理施設

門扉、門塀、外柵の建設費用とする。

ウ 設計費、調査測量費、その他設計関連業務費及びその他費用

直接工事費全体に対する上記費用の比率を当該費用に乗じて得た総額。

(2) 補助対象事業費の範囲

(1) 以外の費用とする。

【別紙2】

モニタリング及びサービス購入料の減額等の方法説明書

第1 モニタリングとサービス購入料の減額等の基本的考え方

1 基本事項

モニタリングについては、SPC において行う自己監査（セルフモニタリング）と自立的改善が十分に機能するように措置されることを前提とする。

市は、この前提をもとに、SPC から提供されるサービスが業務要求水準書に示す要求水準（以下「要求水準」という。）を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。

モニタリング結果は、市がSPC にサービス購入料を支払う根拠となる。

モニタリングの結果、SPC の提供するサービスが要求水準を満たしていない場合には、サービス購入料を減額することがある。

また、このような場合、SPC に対し、改善勧告を行い、要求水準を達成するよう求め、SPC が状況を改善することができない場合、あるいは状況を改善しない場合には、サービス購入料の支払いを保留したり、PFI 事業契約を解除したりすることがある。

2 モニタリングの対象及び要求水準未達の場合の考え方

支払区分	モニタリングの対象業務		要求水準未達の場合の措置	
			減額措置	改善等の手続
建設委託料	施設整備業務	管路施設の設計及び関連業務	建設委託料の減額は行わない。	①改善勧告 （改善勧告に伴う状況の改善措置に要する費用はSPCの負担とする。） ②支払い留保 ③契約解除
		汚水処理施設の設計及び関連業務		
		管路施設の建設業務		
		汚水処理施設の建設業務		
		工事監理業務		
		処理機能調整工事業務		
		既設管路調査業務		
		周辺家屋等影響調査業務		
		各種申請等補助業務		
		住民対応業務		

維持管理委託料	維持管理・運営業務	管路施設の維持管理業務	維持管理委託料の減額を行う。	①改善勧告 ②支払い留保 ③減額 ④契約解除
		汚水処理施設の維持管理業務		
		農業集落排水施設の運営等業務		
	事業終了時の措置	維持管理・運営移管業務	維持管理委託料の減額は行わない。	①改善勧告

3 モニタリング実施計画書の作成

SPC は、契約締結後、モニタリング実施計画書を作成し、市の確認を受けるものとする。モニタリング実施計画書には、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順及び様式等を記載する。

4 各業務実施時に行われる検査、報告等とモニタリングの関係

各業務実施時に行われる法令、工事共通仕様書等に基づく検査、報告、協議等は、モニタリングとして位置付ける。市は、SPC からの報告及び市自ら行うモニタリングにより、本事業の実施状況が適正かどうかを確認する。

5 費用の負担

モニタリングに要する費用は、市及び SPC それぞれが自ら負担する。

第2 施設整備業務

1 モニタリングの方法

(1) 業務報告書等の提出

SPC は、埼玉県土木工事共通仕様書等に記載された検査、報告等を行うとともに、SPC 自らが日常モニタリングを行うための業務日誌を作成する。さらに、これらに基づき、業務報告書を毎月作成し、市へ提出する。

SPC は、各年度末において、市による中間検査を受検するため、当該年度の出来形等が確認できる資料を市へ提出する。市へ提出する報告等の様式は、加須市建設工事請負契約約款等に定めるものを使用する。

(2) 業務実施状況の確認

市は、SPC から提出された業務報告書に基づき、定期モニタリングを行い、業務の実施状況を確認する。

また、市は、必要に応じて自ら業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モ

モニタリングを行う。

なお、市は、埼玉県土木工事共通仕様書等に基づく検査（確認を含む）及び立会い等を随時モニタリングとして行う。

SPC は、市が行うモニタリングに協力しなければならない。

2 モニタリングの項目と確認方法

(1) 設計時

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
基本設計	要求水準書に示す内容	随時及び完了時	基本設計図書の確認
実施設計	要求水準書に示す内容	随時及び完了時	実施設計図書の確認
既設管路の調査	要求水準書に示す内容	実施時	調査報告書の確認

(2) 建設時

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
施工計画	要求水準書に示す内容	策定時	施工計画書の確認
建設	要求水準書に示す内容 工事工程表と工事の実績の確認	1回/月 及び随時	工事施工管理状況の 報告書類等による確認 現場確認及び計測
工事監理	要求水準書に示す内容	1回/月 及び随時	工事監理報告書等による確認 現場確認及び計測

(3) 中間検査時

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
中間検査	要求水準書に示す内容 土木工事標準仕様書等との確認 各種試験・検査結果の確認	1回/年	中間検査報告書による確認 現場確認及び計測

(4) 完成時（引渡し及び処理機能調整工事）

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
完成及び引渡し検査	要求水準書に示す内容 関係官公署の審査・検査結果の確認 試運転等の結果の確認 完成検査結果の確認 竣工検査	完成時	完成検査報告書、竣工検査書類等による確認 現場確認及び計測

処理機能調整工事	要求水準書に示す内容	実施時	維持管理要領書の確認
----------	------------	-----	------------

(5) 非常事態の発生時

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
非常事態の発生時の対応	事故等発生時の状況及び対応状況	発生時	提出書類による確認 現場確認

3 要求水準未達成の場合の措置

(1) 改善勧告

市は、要求水準を満たさない状況が発生した場合、SPC に対し、業務の改善等適切な措置を要求する。

SPC は、改善内容及び改善期間等を定めた改善計画書を作成し、市に提出して承諾を得る。

(2) 改善状況のモニタリング

市は、定期または随時モニタリングにより、改善計画書に基づく改善状況の確認を行う。

(3) 再度の改善勧告

市は、(2)のモニタリングの結果、改善計画書に基づく改善が認められない場合、再度改善を勧告するとともに、上記(1)及び(2)の手続きを行う。

(4) 事業契約の解除

市は、上記(3)の手続きを経ても改善が認められず、今後も改善の見込みがないと判断した場合、事業契約を解除する。

(5) 支払いの留保

市は、中間検査時及び完成時において、中間検査または完成検査の結果、要求水準に満たない状況が確認された場合、状況が改善されるまでの間、建設委託料の一部の支払いを留保する。

SPC は、改善計画書を提出し、市の承諾を得た上で、改善措置を講じる。

市は、SPC の改善措置が完了した後、再度中間検査または完成検査を行い、その結果、要求水準を満たすことが確認された場合には、支払いの留保を解除する。

第3 維持管理・運営業務

1 モニタリングの方法

(1) 報告書の提出

SPC は、業務日誌（処理方式により浄化槽法で定められる巡回管理の頻度による）及び業務要求水準書に示す管路施設及び汚水処理施設の維持管理業務に係る各種業務報告書を毎月作成し、市へ提出する。

(2) 業務実施状況の確認

市は、SPC から提出された業務報告書に基づき、定期モニタリングを行い、業務の実施状況を確認する。

また、市は、必要に応じて自ら業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行う。

SPC は、市が行うモニタリングに協力しなければならない。

2 モニタリングの項目と確認方法

(1) 管路施設の維持管理業務

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
保守点検	要求水準書に示す内容	1回/月	保守点検結果報告書の確認 現地確認
清掃	要求水準書に示す内容	1回/月	清掃等結果報告書の確認 現地確認
修繕・更新	要求水準書に示す内容	1回/月	修繕結果報告書の確認 修繕後の性能確認報告の確認 現地確認

(2) 汚水処理施設の維持管理業務

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
保守点検	要求水準書に示す内容	1回/月	保守点検結果報告書の確認 現地確認
水質検査	要求水準書に示す内容	1回/月 及び随時	法定点検結果の報告の確認 水質結果報告書の確認 現地確認

清掃及び汚泥の運搬	要求水準書に示す内容 汚泥の搬出・運搬状況	1回/月	清掃等結果報告書の確認 現地確認
修繕・更新	要求水準書に示す内容	1回/月	修繕結果報告書の確認 修繕後の性能確認 報告の確認 施設修繕計画書の確認 現地確認

(3) 運営業務

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
安全衛生管理	要求水準書に示す内容	開始時 及び随時	安全衛生対策の計画書の確認 現地確認
緊急時の対応	要求水準書に示す内容 データの伝送状況	開始時 及び 発生時	緊急時対応マニュアルの確認 緊急事態の報告の確認
住民対応	要求水準書に示す内容	1回/月	住民対応状況の報告の確認
財務状況	公認会計士等の監査の結果	1回/年	財務状況報告による確認

3 要求水準未達成の場合の措置

(1) 維持管理委託料の減額

市は、要求水準を満たさない状況が維持管理委託料の減額の対象である場合、減額ポイントを付与し、四半期毎のポイントの累積状況により、維持管理委託料の一部を減額する。

(2) 改善勧告

市は、要求水準を満たさない状況が繰り返し発生している場合及び重大であると認められる場合、業務の改善等適切な措置を要求する。

SPCは、改善内容及び改善期間等を定めた改善計画書を作成し、市に提出して承諾を得る。

(3) 改善状況のモニタリング

市は、定期または随時モニタリングにより、改善計画書に基づく改善状況の確認を行う。

(4) 再度の改善勧告

市は、(3)のモニタリングの結果、改善計画書に基づく改善が認められない場合、再度の改善勧告を行うとともに、上記(2)及び(3)の手続きを行う。

(5) 事業契約の解除

市は、上記(4)の手続きを経ても改善が認められず、今後も改善の見込みがないと判断した場合、事業契約を解除する。

4 サービス購入料の減額措置

(1) 減額措置の考え方

市は、表1に示す減額の対象業務について、四半期毎に減額ポイントを累計し、表2に示す累計減額ポイントに対応する減額割合を当該四半期の支払額に乗じた額を、次期四半期の支払額から差し引く。なお、四半期毎に累計した減額ポイントは、翌期に繰り越さない。

表1 サービス購入料減額の対象業務及び減額ポイント

対象業務	確認事項	減額ポイントの発生	減額ポイント
汚水処理施設の運転 (処理機能の停止)	処理機能の停止期間	1日以上 (SPCの責に寄らない場合(停電、流入水の異常等)は、その事象が解消されてからの経過日数とする。)	20P
		上記を超えた場合、1日毎に	1P追加
汚水処理施設の保守点検・水質検査 (放流水質の悪化)	放流水質が業務要求水準書に示す値を超える期間	3日以上	5P
		上記を超えた場合、1日毎に	1P追加
管路施設の保守点検 (流送機能の停止)	農業集落排水施設が使用不能となっている区域及び期間	処理区の25%未満の区域が1週間以上	10P
		処理区の25%以上50%未満の区域が1週間以上	15P
		処理区の50%以上の区域が1週間以上	20P
		上記を超えた場合、1日毎に	1P追加

管路施設の保守点検 (流送機能の不具合)	道路の陥没、マンホールの脱落等 一般交通等に支障を与えた期間	事象の発見から応急措置の実施までに1日以上	20P
		応急措置の実施から本復旧開始までに2週間以上	20P
		上記を超えた場合、1日毎に	1P追加
	硫化水素の発生、不明水の流入、汚水の流出	事象の発見から調査の開始までに1カ月以上	10P
		上記を超えた場合、1週間毎に	1P追加

表2 減額ポイントによる減額割合

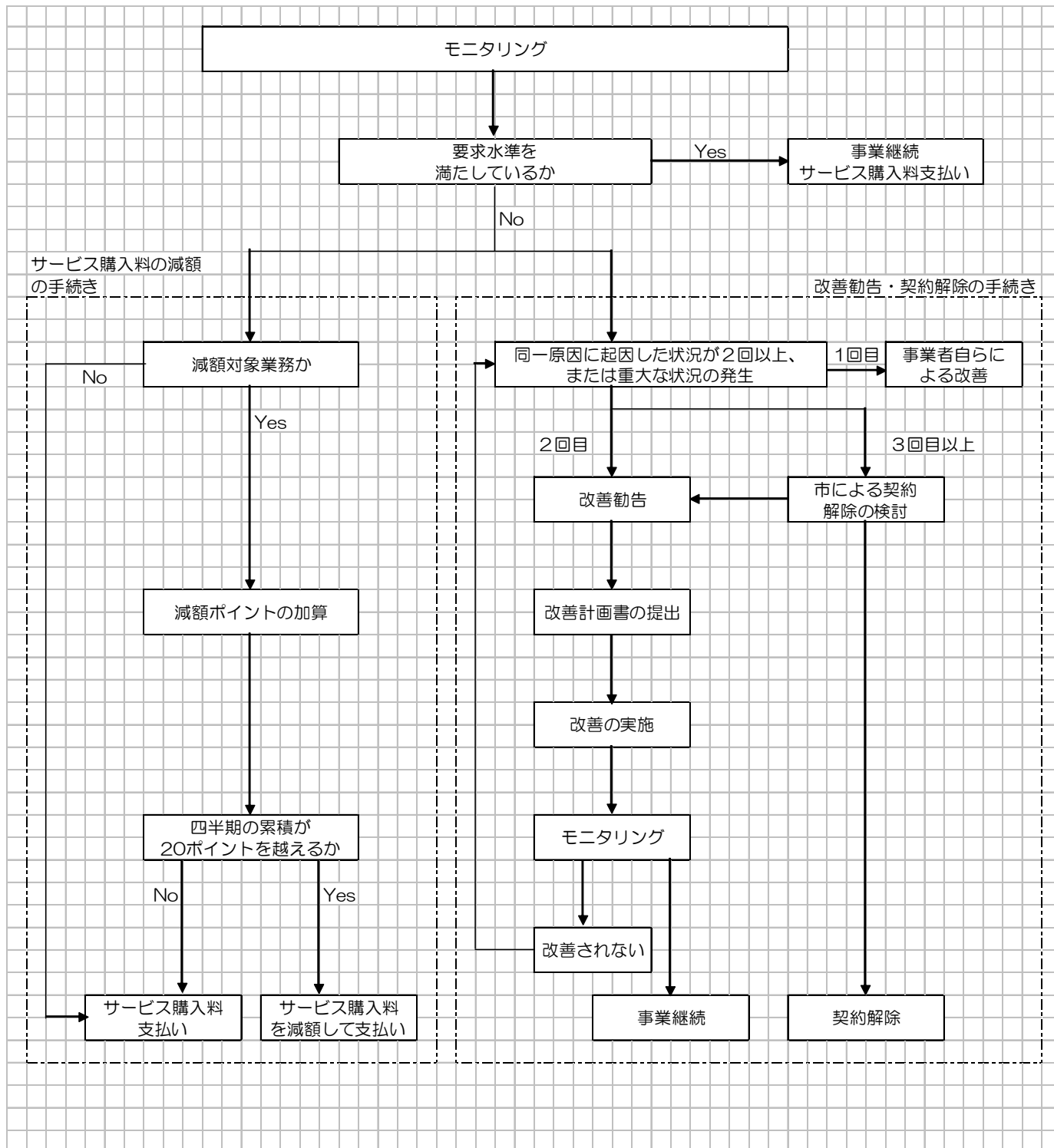
累計減額ポイント	減額割合の計算方法	減額の幅
20ポイント未満	減額なし	減額なし
20ポイント以上 60ポイント未満	1ポイントを超える毎に0.5%減額 (20ポイントで0.5%減額)	0.5%~20%
60ポイント以上 99ポイント未満	1ポイントを超える毎に1.0%減額 (60ポイントで21%減額)	21%~60%
100ポイント以上	—	60%

(2) 減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる状況の発生が以下に起因する場合は、減額ポイントを加算しない。

- ① SPCの責めによらない原因で減額の対象となる事象が発生した場合(既設管路の瑕疵を含み、表1に記載のある場合を除く。)
- ② 市がやむを得ないと認める原因で減額の対象となる事象が発生した場合

5 モニタリングの流れ



第4 事業終了時の措置

1 モニタリングの方法

市は、事業終了後の維持管理・運営業務を継続して実施していくため、事業終了時に、農業集落排水施設が業務要求水準書等に示す状態にあるか否かの終了前検査をモニタリングとして実施する。

2 モニタリングの項目と確認方法

SPC は、市の実施する終了前検査に当たり、自ら農業集落排水施設の状態をモニタリングし、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

市は、業務要求水準書に基づき、SPC から提出された図書の確認、終了前検査を行い、農業集落排水施設の状態をモニタリングする。

3 要求水準未達成の場合の措置

(1) 改善勧告

市は、モニタリングの結果、要求水準を満たしていない状況であった場合、SPC に対し、適切な措置を要求する。

SPC は、改善内容及び改善期間等を定めた改善計画書を作成し、市に提出して承諾を得る。

(2) 改善状況のモニタリング

市は、随時モニタリングにより、改善計画書に基づく改善状況の確認を行う。

(3) 再度の改善勧告

市は、(2) のモニタリングの結果、改善計画書に基づく改善が認められない場合、再度改善を勧告するとともに、上記(1)及び(2)の手続きを行う。

(4) 支払いの減額

市は、事業終了時まで上記(3)による改善が認められない場合、自らが改善を行う場合に想定される適切な費用を限度に、支払い未了のサービス購入料から減額を行い、それでも不足する場合は、不足額を民間事業者に請求する。

第5 本事業の早期効果発現のための業務

1 モニタリングの方法

SPC は、提案に基づき、地元の受益者団体である加須市大越処理区農業集落排水事業組合と排水設備（宅内配管、水洗化設備等）設置工事及び受益者の負担軽減のための分割払い制度等の実施に関する協定書を締結し、写しを市に提出する。

2 モニタリングの項目と確認方法

業務内容	モニタリング項目	頻度	モニタリング方法
本事業の早期効果発現のための業務	協定書	締結時	提案内容と協定書の内容の確認

3 要求水準未達成の場合の措置

市は、モニタリングの結果、要求水準を満たしていない状況であった場合、SPC に対し、業務の改善等適切な措置を要求する。